経 済 産 業 省

２０２４０６２１貿局第１号
輸出注意事項２０２４第１０号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１１号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和６年６月２６日

経済産業省貿易経済協力局長　福永　哲郎

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１１号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

（別紙１）

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１１号）

改正後	現行
２－１－１の３　ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は別表第２の４に掲げる地域を仕向地とする貨物に関する輸出の承認 （１）～（４）　（略） （５）輸出令別表第２の３第二号の解釈 （略）	**２－１－１の３**　ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は別表第２の４に掲げる地域を仕向地とする貨物に関する輸出の承認 （１）～（４）　（略） （５）輸出令別表第２の３第二号の解釈 （略）

改正後

輸出令別表第２の３第二号	輸出令別表第２の３中解釈を要する語	解釈	
（略）	（略）	（略）	（略）
（７）	（略）	（略）	（略）
（８）	別表第２の３貨物省令第１１条第二号中の伝送通信装置	次のイからヲのいずれかに該当するもの又はこれらを組み合わせたものからなるものであって、次のワからレのいずれかに該当するものを伝送路とする単一又は複数チャネルの通信で使用するように設計したもの イ　無線装置（例えば、送信機、受信機及び送受信機） ロ　回線終端装置 ハ　中継増幅器 ニ　中継装置 ホ　再生中継装置 ヘ　符号変換装置（トランスコーダ） ト　多重化装置（統計的多重化を含む。） チ　変調器/復調器（モデム） リ　多重変換装置（CCITT 勧告 G701 参照） ヌ　プログラム内蔵方式によるデジタル相互接続装置 ル　ゲートウェイ及びブリッジ ヲ　メディアアクセスユニット （削る） ワ　電線（回線）	

現行

輸出令別表第２の３第二号	輸出令別表第２の３中解釈を要する語	解釈	
（略）	（略）	（略）	（略）
（７）	（略）	（略）	（略）
（８）	別表第２の３貨物省令第１１条第二号中の伝送通信装置	イ　次のいずれかに該当するもの (一)　無線装置（例えば、送信機、受信機及び送受信機） (二)　回線終端装置 (三)　中継増幅器 (四)　中継装置 (五)　再生中継装置 (六)　符号変換装置（トランスコーダ） (七)　多重化装置（統計的多重化を含む。） (八)　変調器/復調器（モデム） (九)　多重変換装置（CCITT 勧告 G701 参照） (十)　プログラム内蔵方式によるデジタル相互接続装置 (十一)　ゲートウェイ及びブリッジ (十二)　メディアアクセスユニット ロ　次のいずれかを伝送路とする単一又は複数チャネルの通信で使用するように設計したもの (一)　電線（回線）	

		カ　同軸ケーブル ヨ　光ファイバーケーブル タ　電磁放射 レ　水中の音波伝播	
	(略)	(略)	(略)
（１１）	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

（６）　　(略)

		(二)　同軸ケーブル (三)　光ファイバーケーブル (四)　電磁放射 (五)　水中の音波伝播	
	(略)	(略)	(略)
（１１）	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

（６）　　(略)

（別紙２）

「輸出事後審査事務取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出事後審査事務取扱要領（昭和６２年１１月６日付け輸出注意事項６２第１２号）

改　正　後	現　　行
３　審査基準 　事後審査は、２に掲げる関係書類等により次の事項について審査するものとする。 （１）・（２）　（略） （３）輸出令別表第２中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出、輸出令別表第２の３（第一号の二、第二号（３２）から（８５）まで、第二号の二及び第三号を除く。）に掲げる貨物のベラルーシを仕向地とする輸出、輸出令別表第２の３に掲げる貨物のロシアを仕向地とする輸出、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出、ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）、ロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）、別表第２の３（第三号を除く。）に掲げる貨物の別表第２の４に掲げる地域を仕向地とする輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）及び外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約による貨物の輸出であって輸出規則第３条の規定に該当するものの輸出については、輸出令第２条第１項の規定に基づく承認を受け、かつ、承認を受けたところに従って行われているか。 ただし、輸出令第４条第２項から第４項までの規定に該当するときは、この限りではない。 （４）・（５）　（略）	３　審査基準 　事後審査は、２に掲げる関係書類等により次の事項について審査するものとする。 （１）・（２）　（略） （３）輸出令別表第２中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出、輸出令別表第２の３（第二号フ及び第三号を除く。）に掲げる貨物のベラルーシを仕向地とする輸出、輸出令別表第２の３に掲げる貨物のロシアを仕向地とする輸出、ウクライナ（ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。）を仕向地とする貨物の輸出、ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）、ロシアを仕向地とする貨物の輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）及び外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約による貨物の輸出であって輸出規則第３条の規定に該当するものの輸出については、輸出令第２条第１項の規定に基づく承認を受け、かつ、承認を受けたところに従って行われているか。 ただし、輸出令第４条第２項から第４項までの規定に該当するときは、この限りではない。 （４）・（５）　（略）